

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成17年12月8日は16万5,000円、18年7月7日は13万5,000円、同年12月18日は16万円、19年7月18日は13万5,000円、同年12月12日は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月8日
② 平成18年7月7日
③ 平成18年12月18日
④ 平成19年7月18日
⑤ 平成19年12月12日

A事業所（現在は、B事業所）に勤務した期間のうち、平成17年12月から19年12月までの期間に支給された5回の賞与に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C金融機関が提出した申立期間に係る申立人の取引明細表の写し、B事業所が提出した申立人の平成17年12月、18年7月、同年12月、19年7月及び同年12月の賞与に係る給料台帳並びに同事業所の回答により、申立人は、申立事業所から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることか

ら、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の給料台帳において確認できる「社会保険料控除額」を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平成17年12月8日は16万5,000円、18年7月7日は13万5,000円、同年12月18日は16万円、19年7月18日は13万5,000円、同年12月12日は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後の、B社）における厚生年金保険被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和51年9月1日）及び資格取得日（昭和51年11月8日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年3月にA社に入社し、53年に退職するまで同社に継続して勤務しC業務に従事していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が昭和48年3月20日から53年2月28日までの期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時のA社の社会保険事務及び給与事務の担当者は、申立人の申立期間における同社での雇用形態は常勤の正社員であり、途中でパート勤務になったことは無かったと供述している上、申立期間において、申立人と同様にC業務に従事していた同僚は、申立人は当該期間において、継続して同業務に従事していたと供述している。

さらに、A社における従業員の厚生年金保険の加入について、前述の社会保険事務等の担当者及び前述の同僚とは別の同僚であり申立人と同様にC業務に従事していた同僚は、A社の従業員は、職種に関係なく全員厚生年金保険に加入していたと供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得

したことが確認できる同僚の女性のうち、申立人と同様の業務に従事していたとみられる5人全員が、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る前述の被保険者名簿における申立期間の前後の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に適用事業所ではなくなっており、B社の元事業主は、当時のA社の事業主が保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主から厚生年金保険被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年9月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年5月30日は25万円、同年8月12日は35万円、同年12月22日は35万円、16年4月30日は25万円及び同年8月10日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月30日
② 平成15年8月12日
③ 平成15年12月22日
④ 平成16年4月30日
⑤ 平成16年8月10日

私がA社にB職として勤務した期間のうち申立期間について標準賞与額の記録が無い。

私の預金通帳により申立期間に賞与が支給されたことが確認できるので、申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳により、申立人が申立期間においてA社から支給された賞与の支給日及び振込額が確認できる。

また、申立事業所において申立人と同職種であった複数の同僚が所持する申立期間に係る給与支給明細書（賞与）により、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

以上のことを踏まえると、A社から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、平成15年5月30日は25万円、同年8月12日は35万円、同年12月22日は35万円、16年4月30日は25万円及び同年8月10日は35万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和20年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和43年6月から同年10月まで

私は、母から昭和43年の夏に市役所で私の国民年金の加入手続きを行い国民年金保険料も納付したと聞いている。

申立期間を保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡していることから、国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5040

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 6 月 18 日から 12 年 3 月 1 日まで
② 平成 12 年 3 月 28 日から 18 年 4 月 27 日まで
③ 平成 19 年 7 月 4 日から 20 年 3 月 30 日まで

私が年金事務所で年金の請求手続を行った際に、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間①並びにC社に勤務していた申立期間②及び③の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低額に記録されていることが分かった。

私は、年金問題が起きた時に、同僚から、社会保険事務所（当時）が事業主に従業員の標準報酬月額を低額に届け出ることにより保険料を安くすることができるというアドバイスしたため記録が改ざんされていると聞いた。

私の標準報酬月額が低額に記録されているのは、社会保険事務所による改ざんが原因であるので、申立期間について、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA社に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人と同職種の者を含む複数の同僚は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額に基づく保険料が給与から控除されていたと供述している。

また、オンライン記録によると、申立期間①において、前述の複数の同僚に係るA社の標準報酬月額は、申立人と同額程度又は低額で記録されており、申立人の標準報酬月額のみが低額に記録されている事情は見受けられない上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な形跡は確認できない。

さらに、B社は、当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の申立期間①に係る報酬月額及び保険料の控除額については不明と回答している。

このほか、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②及び③について、申立人はC社に係る標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間②のうち平成12年3月から14年11月までの期間については、申立人は給与明細書等の資料を所持していない上、商業登記簿謄本によればC社は破産廃止決定されていることが確認でき、元事業主は当時の資料は保管していないとしていることから、申立人が主張する報酬月額及び保険料の控除額について確認できる関連資料を得ることができない。

また、申立期間②のうち平成14年12月から16年4月までの期間については、申立人が所持する15年1月分から16年5月分までの給与明細書及び15年分の所得税の確定申告書（控）、16年分収支内訳書（控）並びにD税務署が提出した申立人に係る15年分及び16年分の所得税の確定申告書により、申立人が当該期間において支給された給与額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であったことが確認できるが、当該給与明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であると認められる。

一方、申立期間②のうち平成16年5月から18年3月までの期間及び申立期間③については、申立人が所持する16年6月分から同年8月分までのE報酬明細書、同年11月分から18年4月分までの同明細書及び19年6月分から20年3月分までの同明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できるところ、当該E報酬明細書の社会保険料控除額と、前述の16年分収支内訳書（控）、17年分の所得税の確定申告書（控）、D税務署が提出した16年分、17年分及び19年分の所得税の確定申告書により確認できる社会保険料控除の額は符合している。

しかしながら、前述のE報酬明細書により、平成16年5月から18年3月までの期間及び申立期間③においてC社から申立人に支払われた報酬は

給与ではなくE報酬であることが確認できるところ、同社の元事業主は、「申立人にはE職の業務を委託していた。社会保険料については、平成16年頃に事業主負担分も含めて報酬から全額控除することを申立人に説明した。社会保険料を全額控除することとしたのは、当社のE職は個人事業主であるため事業主負担分を合わせた社会保険料額を社会保険料控除として所得税の確定申告ができるようにするためである。」と供述している。

また、申立人と同職種の同僚は、「C社から支給されていたのは歩合制のE報酬であった。社会保険料を事業主負担分も合わせて全額控除することについては同社から説明を受けていた。私は個人事業主であったので、同社から支給された報酬を営業収入とし、控除された社会保険料の全額を社会保険料控除として所得税の確定申告をしていた。」と供述している。

さらに、D税務署が提出した前述の確定申告書並びに当該確定申告書に添付された平成17年分及び19年分の「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」により、C社は申立人へ報酬を支払っており、申立人は、同社から支払われた報酬を全て営業等収入とし、当該報酬から控除された社会保険料の全額を社会保険料控除として所得税の確定申告を行っていることが確認でき、これらは、前述の元事業主及び同僚の供述と符合している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間②のうち平成16年5月から18年3月までの期間及び申立期間③において、申立人が事業主により報酬から控除された厚生年金保険料額のうち被保険者負担分は、E報酬明細書で確認できる保険料控除額の2分の1の額であり、当該控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と同額であると認められる。

また、申立期間②及び③において、オンライン記録によると、申立人と同職種である複数の同僚のC社に係る標準報酬月額は、申立人と比べて低額に記録されており、申立人の標準報酬月額のみが低額に記録されている事情は見受けられない上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な形跡は確認できない。

このほか、申立人が、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立期間②のうち平成15年11月3日から同年11月15日までの期間については、全国健康保険協会F支部の回答により、申立人は傷病手当金を受給していることが確認できるところ、当該傷病手当金の支給金額の計算の基礎とされた健康保険の標準報酬月額は、オンライン記録の厚生年金保険の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、申立期間③については、全国健康保険協会F支部の回答により、申立人はC社に係る健康保険被保険者の資格を喪失後、健康保険任意継続

被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、当該被保険者資格を取得した時点の標準報酬月額、申立人が同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失した時点の標準報酬月額と同額とされており、申立人は、当該標準報酬月額に基づく健康保険任意継続保険料を法定期間満了の日まで納付していることが確認できる。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額が、自身が主張する報酬額より低額に記録されているのは、従業員の給与を低額に届け出れば保険料を安くできると社会保険事務所が事業主にアドバイスし、標準報酬月額が改ざんされたためであると主張しているが、口頭意見陳述において、申立人からは、社会保険事務所が事業主にそのようなアドバイスをしたとする時期、担当者及び内容についての具体的な供述は得られなかった。

また、A社に係る前述の複数の同僚は、自身の標準報酬月額について、同社から支給されていた給与額に見合う額となっていると供述している。

さらに、C社の元事業主は申立人の標準報酬月額について、「オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ており、当該届出の内容については申立人に説明済みである。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、事業主が社会保険事務所のアドバイスにより、実際に支給された報酬額より低額の標準報酬月額を届け出たことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 6 月末日までA社B支店（現在は、C社）に勤務した。年金事務所に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店における勤務内容、勤務場所等に係る具体的な供述及び複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社同支店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社B支店は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、C社D支社は、当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の給与からの控除等について不明と回答しており、申立内容を確認できる関連資料を得ることができない。

また、前述の複数の同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られない上、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の同被保険者記録は確認できず、整理番号に欠番は見当たらないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5042

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年6月10日から35年10月21日まで
② 昭和36年5月4日から39年4月11日まで

申立期間①については、A社に社員としてB業務等に従事した。申立期間②については、C社の下請としてD業務等に従事していたが、同社は、下請業者の従業員を厚生年金保険に加入させていたはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人のことを記憶している。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社において作業していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間①当時、A社において社会保険事務を担当していたとする者は、「当時、厚生年金保険に加入させるのは社員だけであり、下請の従業員を加入させることは無かった。申立人と同じ姓の者が二人いたが、いずれも下請の従業員であったことを記憶している。」と供述している。

また、オンライン記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会したが回答が得られないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立期間①において申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人のC社における作業内容に関する具体的な供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社の作業場において、D業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、申立期間②においてC社の下請業者の個人事業主であったが、同社が下請業者の従業員も厚生年金保険に加入させていたはずであると供述しているところ、当該個人事業所で申立人の補佐役をしていたとして申立人が姓名を挙げた者について同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、当該補佐役の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、前述の被保険者名簿では、申立期間②において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5043

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月
② 平成 16 年 12 月
③ 平成 17 年 8 月
④ 平成 17 年 12 月

A社に勤務していた期間のうち、標準賞与額の記録が漏れている可能性があるため年金事務所から連絡を受け、私の記録を確認したところ、申立期間における標準賞与額の記録が無いことが分かった。

申立期間において、A社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る平成 16 年、17 年及び 18 年の賃金台帳により、給与の支給は確認できるが、申立期間に係る賞与が支給されたことは確認できない。

また、申立人がA社からの給与及び賞与の振込先であったと供述する複数の金融機関に照会したが、いずれの金融機関においても申立期間に係る賞与の振込記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（熊本）厚生年金 事案 5044

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月8日から29年5月1日まで
年金事務所の記録では、私のA社B事業所における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。
私は、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄に、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された旨の記載が確認できる上、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録が記載されたページの前後5ページの被保険者のうち、申立人の資格喪失日の前後3年以内に資格喪失した脱退手当金の支給要件を満たす申立人を含む18人の女性について、脱退手当金の支給記録の有無を確認したところ、12人に支給記録があり、そのうち資格喪失後6か月以内に支給決定された者が7人確認できるところ、そのうち2人は、オンライン記録により申立人と同日付けで支給決定されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の同僚が、「退職時に事業所から、脱退手当金を受給する意思の有無について尋ねられた。」と供述していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

加えて、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ

ない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。